

部長及び参事官
殿
所 属 長

県民発第167号
(会計、少年)
令和2年9月11日
5年保存(口訓)
本 部 長

被害直後における犯罪被害者等の緊急避難場所使用料公費負担制度
の実施について(通達乙)

見出しのことについては、下記のとおり取扱うこととしたので、関係職員に周知徹底の上、本制度の適正な運用に努められたい。

記

第1 目的

被害直後における犯罪被害者等の緊急避難場所として使用する宿泊施設の使用料(室料)を公費負担する(以下「緊急避難措置」という。)ことにより、犯罪被害者等の安全の確保や二次的被害の防止・軽減を図るとともに、捜査活動への理解と協力を確保しようとするもの。

第2 公費負担の内容

1 公費負担の対象

次のいずれかに該当し、かつ、自ら居住場所(公的施設のほか、ホテル等の施設及び親類、知人宅等を含む。)を確保することが困難であると認められる犯罪被害者等を対象とする。ただし、捜査上の必要から自宅の使用を禁止された犯罪被害者等の協力を確保するため、ホテルの部屋等の借上げについて捜査費を執行する場合を除く。

- (1) 自宅において犯罪が行われた場合で、当該犯罪行為に起因する自宅の破壊・汚損等により、自宅に居住することが困難な状況にあるとき。
- (2) 自宅において犯罪が行われた場合で、犯罪被害者等に精神的な二次的被害(自宅に居ることが不安、精神的苦痛となる等)を与えるおそれがあるとき。
- (3) 加害者による再被害、関係者による報復等の加害行為を受けるおそれがあるとき。
- (4) 社会的反響が大きい事件で、犯罪被害者等の平穏な生活が阻害されるなど、精神的な二次的被害を与えるおそれがあるとき。
- (5) その他緊急避難措置を行う必要があると署長が認めるとき。

2 公費負担の対象外

次のいずれかに該当する場合には、公費負担は行わない。

- (1) 犯罪被害者等が集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体に属していたとき。
- (2) 犯罪被害者等が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき犯罪被害者等の責めに帰すべき重大な理由があるとき。
- (3) 犯罪被害者等が公費負担を希望しないとき。
- (4) その他公費負担することが社会通念上適切でない認められるとき。

3 公費負担の範囲

- (1) 公費負担できるのは、ホテル等宿泊施設の使用料（サービス料及び消費税を含む。）の実費のみとし、朝食等の飲食代金及び通信費は含まない。
施設使用料以外の料金が発生した場合は、使用者である緊急避難措置対象者が支払うこととする。
- (2) 被害直後における緊急避難措置であることから、原則として、宿泊施設の使用は1泊を限度とする。

第3 公費負担の手続

- 1 公費負担の必要性を認めた場合は、犯罪被害者等に対して本制度の内容を十分説明し、意向を確認すること。
- 2 本制度を実施する場合には、宿泊施設の担当者に対して、別添の使用料に関する依頼書を交付し、制度の趣旨を十分説明すること。
- 3 支出は、各署において別記第1号様式の経費支出伺及び別記第2号様式の請求書に基づく支出手続により、宿泊施設の指定する口座に支払うこと。
- 4 署長は、緊急避難措置を行った場合には、速やかに、別記第3号様式の緊急避難措置実施報告書により県民支援相談課（以下「県民課」という。）を経由して報告すること。

第4 留意事項

1 公費負担の組織的検討

本制度は犯罪被害者等のための施策であることを十分に認識するとともに、その運用に当たっては犯罪被害の状況等をよく吟味し、下記の事項に留意して、適正な運用に努めること。

- (1) 公的施設での保護が可能な事案（児童虐待、配偶者からの暴力事案等）であっても、被害者の住居地から遠方にある等の事情により緊急の対応が困難とされた場合は、本制度による緊急避難措置を実施し、更に避難措置が必要なときは、児童相談所、女性相談支援センター等へ確実な引継ぎを行うこと。
- (2) 緊急避難措置を実施する際には、犯罪被害者等の意向を十分に確認し、そのニーズに応じた適切な施設を使用すること。

(3) 宿泊施設の担当者に対し、本制度を説明するに当たっては、犯罪被害者等のプライバシーの保護等について、理解と協力を求めること。

(4) 本制度の趣旨に鑑み、対象者の氏名、緊急避難措置に使用する施設の名称、場所等、緊急避難措置に関係する事項について保秘を徹底すること。

2 教養の徹底

公費負担の運用については、本制度の目的、公費負担手続等について、署員研修会等の機会を捉え、反復した教養を徹底すること。

3 県民課被害者支援室との連携

本制度の運用に当たっては、県民課被害者支援室と連携して実施すること。

(別記様式省略)